

会議名	令和7年度 第3回 板橋区地域自立支援協議会
開催日時	令和8年3月23日(月) 午前10時から午前11時30分まで
開催場所	板橋区立グリーンホール 1階ホール
出席者	<p>【委員 14人】(敬称略)</p> <p>是枝会長、鈴木副会長、田中委員、會田委員、長瀬委員、川村委員、高原委員、町田委員、小池委員、秋吉委員、渡辺委員、藤井委員、熊懷委員、島松委員</p> <p>【関係課長 1人】</p> <p>太田健康推進課長</p> <p>【事務局 16人】</p> <p>丸山福祉部長、佐久本障がい政策課長、障がい政策課計画推進係4名、障がい政策課障がい者活躍推進係1名、障がい政策課相談事業推進係1名、障がい政策課認定給付・指導係1名、障がい政策課施設係1名、障がいサービス課支援調整係1名、障がいサービス課障がい相談係1名、障がいサービス課障がい児支援係1名、障がいサービス課板橋地域支援係1名、障がいサービス課赤塚地域支援係1名、障がいサービス課志村地域支援係1名</p>
会議の公開	公開(傍聴できる)
傍聴者数	1人
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 定例部会報告</p> <p> 令和7年度定例部会活動状況報告 資料1</p> <p>3 報告事項</p> <p> (1) 板橋キャンパス跡地活用事業における地域生活支援拠点事業の実施等について 資料2</p> <p> (2) 板橋区重度障がい者大学等修学支援事業について 資料3</p> <p> (3) 「板橋区障がい者計画2030」の改訂及び「障がい福祉計画(第8期)・障がい児福祉計画(第4期)」の基本方針について 資料4</p> <p>4 その他</p> <p> (1) グリーンホール施設再整備方針(案)について 資料5</p>

	<p>(2) 令和7年度権利擁護いたばしサポートセンター関係機関連絡会の情報提供について</p> <p style="text-align: right;">資料6</p> <p>5 閉会</p>
配付資料	<p>資料1 定例部会活動状況報告書</p> <p>1-1 第2・3回相談支援部会 報告書</p> <p>1-2 第2回障がい児部会 報告書</p> <p>1-3 第2回障がい当事者部会 報告書</p> <p>1-4 第2回就労支援部会 報告書</p> <p>1-5 第2・3回高次脳機能障がい部会 報告書</p> <p>1-6 第2・3回権利擁護部会 報告書</p> <p>資料2 板橋キャンパス跡地活用事業における地域生活支援拠点事業の実施等について</p> <p>資料3 板橋区重度障がい者大学等修学支援事業について</p> <p>資料4 「板橋区障がい者計画2030」の改訂及び「障がい福祉計画(第8期)・障がい児福祉計画(第4期)」の基本方針について</p> <p>資料5 グリーンホール施設再整備方針(案)について</p> <p>資料6 令和7年度権利擁護いたばしサポートセンター関係機関連絡会</p> <p>参考1 委員名簿</p> <p>参考2 座席表</p>
会議状況	<p>1 開会</p> <p>(事務局)</p> <p>それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>開会に先立ちまして、委員の辞任についてご報告いたします。</p> <p>条原委員ですが、板橋区民生・児童委員障がい福祉部会長の任期満了に伴いまして、1月28日で辞任されました。条原委員の後任ですが、令和8年度に入ってから委嘱させていただく予定です。</p> <p>続きまして、新たな委員の委嘱を行います。大久保委員の退職に伴う辞任により、新しく板橋区障がい者就労支援センター責任者の町田様を本協</p>

議会の委員として委嘱いたします。委嘱期間は、本日から令和9年3月31日までです。それでは、町田委員に、福祉部長の丸山から委嘱状をお渡しいたします。

(丸山福祉部長から委員へ委嘱状の伝達)

(事務局)

町田委員、どうぞよろしくお願いいたします。また、一言自己紹介いただければと思います。

(委員)

前任の大久保が退職になり、期中の変更となりまして、大変申し訳ございません。皆様からいろいろなアドバイスをいただきながら、今回、事業を発展させていくとともに、市民の方々に還元できるよう努めてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、これより令和7年度第3回板橋区地域自立支援協議会を開会いたします。本日は1名の方が傍聴されております。また、本協議会は、資料、議事録、いずれも原則公開とさせていただきます。議事録作成のため、審議内容を録音いたしますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。なお、発言に当たっては、個人情報等へのご配慮をお願いいたします。

本日の協議会ですが、14名中14名のご出席をいただいておりますので、要綱第7条第2項の規定により、有効に成立していることを報告いたします。

それでは、次第に従いまして、議事を進めてまいります。

初めに、福祉部長よりご挨拶申し上げます。

(福祉部長)

皆様方におかれましては、日頃より区の障がい者福祉施策に格別のご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中、第3回の板橋区地域自立支援協議会にご出席賜り、重ねて御礼申し上げます。

本日は、各定例部会の報告をいただいた後に、区から3件の報告をさせていただきます。

定例部会につきましては各部会からご報告をいただきますが、いずれの部会においても活発な意見交換が行われたと聞いています。引き続き、部会同士の連携を強化しながら、各部会の活動が意義深いものとなるよう、皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

また、区からは、来年度予定しております事業などについてご報告いたします。来年度につきましては、「板橋区障がい者計画2030」を一部改訂し、「障がい福祉計画（第8期）」と「障がい児福祉計画（第4期）」を策定してまいります。令和9年4月からを計画期間とするもので、今回の「基本方針」を初回とし、令和8年度にかけまして検討してまいりますので、ご意見のほどいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の協議会が実りあるものとなりますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

続いて、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会長）

委員の皆様、本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。

若干の委員の変更等もごさいますが、板橋区の障がい福祉政策がよりよいものになっていくよう、本当に忌憚のないご意見、ご質問等いただければと思っております。

本日は報告事項が中心になるかと思いますが、ぜひ、皆様からの疑問点等がありましたら、ご意見等をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。

それでは、これより先の進行は会長にお願いしたいと存じます。

2 定例部会報告

(会長)

初めに、「2 定例部会報告」となります。

部会へのご提言、ご質問等につきましては、報告事項の説明が終わった後、お時間を設けたいと思います。

資料1をご覧ください。

今回の定例部会報告については、第2回・第3回相談支援部会、第2回障がい児部会、第2回障がい当事者部会、第2回就労支援部会、第2回・第3回高次脳機能障がい部会、第2回・第3回権利擁護部会がございます。

各部会の報告内容については、ただいまの資料1にクリップ留めされております資料の1-1から1-6までの各部会の報告書のとおりになります。

こちらの報告内容につきまして、各部長から、補足、追加事項等がございましたら、ご発言をお願いできればと思います。

まず、相談支援部長、いかがでしょうか。

(相談支援部長)

2件、お話しさせていただきます。

1件目は、2月の第3回の報告書のほうの「主任相談支援専門員会議より提言」という、こちらの内容についてお話しさせていただきます。

昨年度から、主任相談支援専門員会議を発足させまして、東京都の基幹相談アドバイザー事業からの助言をいただきながら、事業所訪問、モニタリング検証を実施しているところです。その中で気になる事業所が複数ありまして、部会の地域課題として挙げられました。

相談支援事業所は、指定を受けた後、年数が経っていくと、忙しいあまり、提出資料が雑になってしまったり、十分な引継ぎがされていない中で理解不足が発生していたり、また、地域支援系のほうでも、一度、足りていないけど、「まあ、いいか」という形で提出されたものをそのまま通してしまうと、「前回通ったのに、なぜ今回は通らないんだ」という、中身の問題ではなく、既得権的なところで論争になってしまったりという状

況が見られております。

隔月で行っております相談支援事業所実務者連絡会にて、研修や情報交換の場を用意しておりますが、意識ある事業所は積極的に参加いただいておりますが、一人相談員で研修参加の余裕がない事業者であったり、法人内の事業所の利用者を担当するので横のつながりは特に必要としないという事業者と、理由はそれぞれあるかと思うのですが、現状としては、連絡会に参加される事業所が半数弱ぐらいとなっております。

相談そのものの報酬単価が低かったり、さらに相談員も足りていないという現状もありますので、無理を言えないところもあったと推測いたしますが、このままでは利用者の不利益につながってしまうというところで、部会としては、介護保険等々で行っております集団指導であったり、指導監査の実施を検討いただきたいというお願いでございます。

今月行われた相談支援事業所実務者連絡会でも、この話をさせてもらいました。そして、行政であったり、指導監査というものは、事業者の敵ではなく、安心・安全に仕事をする、また、利用者支援の質を上げるパートナーであると認識してほしいというお話もしていきまして、参加された皆さんはうなずいていただいたかなと思っております。こちらのご検討をお願いいたしますというのが、まず1件です。

2件目は、今年度行っておりますグループワーク、相談のフローチャートについてです。

障がい児のグループと障がい者のグループに分けて検討を行っております。実際にあった相談を出し合い、内容をグループ分けして、第3回目につきましては、それを一般化した言葉に置き換えるという作業を行いました。この後につきましては、障がい当事者部会、障がい児部会と連携と、ご意見を頂戴しながら、たたき台の完成を目指したいと思っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。続いて、障がい児部会長、いかがでしょうか。

(障がい児部会長)

前回に引き続き、改訂版「子どもの発達支援ガイドブック」について、どのような形が、利用されるご家族、また支援者の人たちにとって使いやすいかという観点から、載せていければいいことだったり、課題を挙げさせていただいています。

具体的には、報告書をご覧いただければと思いますが、テーマとしては、「発達に気がかりのあるときの相談窓口について」「発達に気がかりがあるときの保育、幼稚園等について」ということと、あと、「学校について」というのが中心になっています。

今、相談支援部会からもお話がありましたが、相談する側からこういった相談が多いのかという視点と、利用される方、この後の障がい当事者部会からの発表もあるかと思うのですが、そういった方たちがライフステージをまとめていらっしゃるというところで、そこがずれないように、また、課題になるところは共有できる形が一番利用しやすいのかなと思うので、ぜひ、また連携しながら、作成については進めていけることが望ましいかなと思います。

(会長)

ありがとうございました。続いて、障がい当事者部会長、いかがでしょうか。

(障がい当事者部会長)

こちらの資料にご報告があるとおりの内容なのですが、それぞれの団体で、ライフステージをずっとまとめてまいりました。今年度、最後となりましたので、全てがまとまった、今はまとまった状況になっております。

児童のほうの、相談支援のほうというところで、それぞれ皆さんにご意見をいただいて、まだ足りないところがたくさんあると思います。私たちが目指しているのが、ライフステージというところで、それぞれの障がい種別が、最初のページに、福祉のしおりなり、ホームページなりで、最初に出てきて分かるような、特に障がい児部会で作られていた発達支援ガイドブックが、最初にライフステージが出てきたと思うのですが、ああいった形を目指して、今年度も作成してきたのですが、さらにブラッシュアップして、他の部会からご意見をお聞きして、もっと肉づけをしていきたい

と思っております。

それと、この後、事務局から報告があると思うのですが、障がい者総合福祉センターについて、私たちのほうで、それぞれの団体で、アンケートを区からいただいておりますので、それについて、主な意見を事務局から報告していただきました。共有できるところは皆で共有して、意見が少し出たという状況です。

(会長)

ありがとうございました。続いて、就労支援部会長、いかがでしょうか。

(就労支援部会長)

報告書に書かれているとおりなのですが、若干口頭で補足できるかなと思います。

まず、板橋区のチャレンジ就労に関するところでは、これまでなかった取組ということで、メンバー同士の交流を深める機会をつくったという話がありました。こういった機会は、意外と一緒に働いていながら少ないということで、とてもいい取組だという意見が出ております。アセスメントシートを活用して自己分析をするというようなところ、これも新しい試みなのですが、これも一様に、新鮮だったという意見をいただいています。

それから、就労選択支援に関して、新しい制度で去年の秋から走り始めておりますが、ケース報告会ということで、既に運用が開始されていますので、利用された方の実際の事例についてリアルタイムの報告がありました。

また、今後、来年度の運用に向けては、特別支援学校の2年生のアセスメントが入ってくるということで、これを就労選択支援事業所が行うというところになってきます。これについては、先ほどライフステージという言葉もありましたが、ライフステージにおける重要な局面かと思われま。この運用とか、これまで就労アセスメントという形で就労移行支援事業所が行ってきたことの蓄積された情報等、そういった共有も、今後、関係機関と連携しながら行っていく必要があるというお話をされています。

それから、障がい者差別解消法オンラインセミナーについての情報共有

を行っております。これは、障がい者雇用の分野でご活躍されております看護師の加藤公一先生が登壇されるセミナーについて情報共有を行っております。

あと、民間企業における障がい者雇用促進に向けた支援策の検討ということで、板橋区の就労支援センター、ハート・ワーク様のほうから、改めて、これから始めることの報告といたしますか、検討事項が挙げられております。内容的には、特例子会社向けの障がい者雇用に関する情報交換会、それから、事例の研究会、見学会等に広げていければというようなこととか、なぜ特例子会社なのかというようなお話もありましたが、特例子会社には、やはり中小の障がい者雇用に関心を持つ企業が見学に行くことも多くて、企業サイドにおける障がい者雇用の推進を先導する立場になってもらえることが期待できるということで、まずは特例子会社からということで、スタートを切るという流れになっております。

また、他の意見としましては、最終的にはやはり区内の障がいのある方と区内の中小企業の雇用関係のマッチングができるような取組を実施していきたいとか、あと、就労支援部会としても、障がい者雇用を実施できていない企業に対して、見学会を行うとか、そういった形からまず入って行って、マッチング等を行っていきたい。また、就労移行支援事業所としても、たくさんの利用者が企業実習を行っております。このパイプをそのまま流してしまうのではなくて、うまく生かして、企業との連携を深めていきたいという話合いが行われております。こちらは継続課題ということで今後も進めていくという話になっております。

(会長)

ありがとうございました。続いて、高次脳機能障がい部会長、いかがでしょうか。

(高次脳機能障がい部会長)

今年度より、実際に高次脳機能障がいの支援に関わる方を部会員としてピックアップさせていただいて、会議を進めています。

第2回、第3回、そして、12月に行った家族・当事者交流会について、報告書が上がっています。

まず、流れを少しお話しさせていただくと、第1回の部会で、3つの課題を挙げました。「家族会の危機」「円滑な支援の流れ」「制度間の制限」という、この3つの課題を挙げさせていただいております。

「家族会の危機」なのですが、高次脳機能障がいの家族というのは、母親だったり、妻だったり、それから、きょうだいだったりということで、年代が相当広いんですよ。それで、なかなか、例えばSNSを使える世代だったり、そうでなかったりとかということで、90%が脳血管障がいということもありまして、全体に高齢化が進んでいるので、認知症になってみたりとか、その家族に認知症が出てみたりとかということで、なかなか難しいということがあります。でも、だんだんに知名度が上がってくるにつれて、その会員も少し増えてきたというところですよ。

次の「円滑な支援の流れ」というところなのですが、高次脳機能障がいの特徴として、自分ではどういう障がいがあるか分からないということがあります。家族の方も、ご自分がその障がいについてちゃんと分かるには、正直5年ぐらいかかるのですが、ご家族は、それよりもずっと前に分かるんです。なので、「どこどこに相談に行きなさいよ」とかと言っても、何を相談していったいいのかというのが分からないので、少し工夫が必要、寄り添うような姿勢ですとか、相談でこれだけ言えればいいということではなく、あとは、支援者同士が根回しをするということが必要だな、となります。

3番の「制度間の制限」というところが、たくさんの医療・障がい・福祉・介護とさまざまな制度にまたがっているんで、その方たちが、本人たちも障がいについて分かりにくい、支援者も分かりにくいというところで、その辺の全体の知識をアップしていくのは必要だと、目標を3つ定めたというところですよ。

部会の第3回のところで、その反省を行いました。

大きなところで言えば、年末に高次脳機能障害者支援法というのが2026年4月から行われることが決定して、高次脳機能障がいは、今まで東京都はすごく進んでいたのですが、非常に地域差があったので、東京都が実施していることに近づけるというような感じに、今、なっています。た

だ、実際には、4月からどのように行われるかということはまだ不明なので、次の年度、26年度にそれが明らかになって、私たちとしても、どうやっていくかということを考えていきたいと思っています。

(会長)

ありがとうございました。続いて、権利擁護部会長、いかがでしょうか。

(権利擁護部会長)

第2回と第3回の報告がこちらに出ております。障がい者差別解消法セミナーを、毎年、12月の障害者週間に合わせて行っていますが、寒い時期ということもあって、なかなか集客が難しい状況です。一度、オンライン配信にしたときに非常によかったということもありましたので、集まる時期を少し早めにし、障害者週間には動画を編集したものを流す形でやってみようかという話が出ております。

次に、差別の事例と虐待の事例の報告がありますが、それ以外に事例検討会を、勉強会を含め、年に3回ぐらい行っております。

これまで事例を検討する中で、長い間、放置されているケース、今日・明日に始まったわけではないという、結構、前からその芽はあったのだけでも、気づかれなかったケースや、気づかれているけど、十分な支援が入らなかったケースなどがあって、やはりそういったことを考えると、日常的な支援の中で、相談支援部会が、フローチャートを作ってくださっているというようなお話もありますし、障がい児部会のところでもガイドブック等々、いろいろと実践的なことをされているので、そういったところとの連携の結果で、少しずつ変化が出るのかなと思います。

権利擁護部会でも、来年度は、これまで検討した内容を今後に生かせる形で報告できるよう、事例の開示の仕方について検討したいと思います。

(会長)

ありがとうございました。

ここまで、それぞれの部会長の方々からご報告いただいたのですが、全体を通して、あるいはこの部会に、というご指定でも構いませんので、委員の皆様から、ご提言、ご質問等がございましたらば、お願いいたします。

す。

(委員)

権利擁護部会のご報告について、教えていただきたいことがあります。

報告の数も少なくなっているというお話もあったのですが、子どもの分野でも、どこまでが報告するものなのか、虐待なのか。虐待というよりも支援を求めたいというところで、児童の場合は、支援と通告と、ある程度分かれているところではあり、支援を求めるといえるのですが、報告が少ない背景として、その先がどうなるのかとか、頑張ってお家族も関わっているのを分かっているだけに、虐待としてお伝えするのが難しい気持ちになるということもあるのかなというのを少し思うのですが。そういった通告をされる場合って、福祉だと、通っていらっしゃるところの方がいらっしゃったりとか、病院とかということになると思うのですが、板橋区として、その後、通告された後、どういう支援をしていただけるのかというのが少し理解できているのかな、どうかなというところで、また、必要な方に目が届くような形ができるのかしらと思ったりしたのですが、こういったところにそういう提案をしたりとか、もしくは支援をどういうふうに進めるのかとか、具体的な中身を可能な範囲で教えていただければと思います。

(会長)

権利擁護部会長、お願いします。

(権利擁護部会長)

ありがとうございます。まず通報を受けた場合は、児童のものとは少し違って、障がいの場合は特に時間の制限もなく、また全てのケースに当たっているかどうかについても難しいところがあります。

ただ、一応、通報を受けたものを、区の職員が伺って、虐待かどうかの認定というか、虐待という形にするかどうか確認するというところがあります。ただ通報が来ただけでは虐待と認定することはできません。その場合、そこは非常に難しく、虐待を受けたという側が話しても、した側が「した」と言わないと、虐待とはならないのです。ですので、両方に話を聞くということができない場合は、通報だけで終わっているということが

あります。虐待の件数としては、カウントされないということになります。両方が、虐待であると、「した」ということと「された」ということがはっきりして初めて、通報だけでなく、虐待のカウントになる。虐待のカウントになってから、ケースによっては分離をしたり、分離というのは他施設に入れるとかということですが、そういったことをします。ただ、じゃあ、虐待とならなかったから何もしないかという、そんなことはなくて、行政のほうでどういう状況なのかの確認をした後、できるだけサービス、つながっているサービスがあれば、そのところで、どれぐらいフォローできるかというところで、例えばショートステイを使うとか、日中活動の支援者に間に入ってもらうとか、あるいは、相談支援の人に入ってもらうとか、いろいろと手を尽くしてはいます。

ただ、事例報告などで見ていくと、やはり非常にそこは十分とはなかなか言えない、児童虐待のほうは48時間以内必ず訪問することになっていますが、障がいの場合はそこまで決まっています。あと、相手が「虐待してはいない」と言った場合は虐待にはならないというところで、なかなか介入も難しく、担当者の介入度合いによるかなというのが正直なところだと思います。

ただ、放っておくことはしていないというのはすごく板橋区のいいところだなと思っていて、必ず関わって、何らかの相談などにつなげようということをしているので、ちょっと時間はかなりかかるケースもあるのですが、解決というところに、なかなか、その虐待のケースは難しいのですが、分離も、施設が空いていなかったりとか、短期入所が空いていないとかということ、なかなかそれが難しかったりとかということで、私たちが聞くケースは、最終的にはうまくいったのかと言われると、ちょっともやもやしなながら、もうちょっとこうした方がいいとか、まだ継続中ですかというようなケースが結構あります。

(会長)

よろしいでしょうか。それでは、その他、ご提言、ご質問等を。

はい。では、副会長。

(副会長)

虐待はすごく難しいなと思っているのですが、実は昨年、私も自分のところの担当している方に、これは虐待ですと話し、ご本人に施設に入ってもらい、娘さんに入院してもらおうというケースがありました。もともとは、お母さんが精神疾患の娘さんを見ていたけど、お母さんが寝たきりになり、娘さんが母を介護する側になったのですが、通院も途絶えてしまった。娘さんの状態が悪化してお母さんもちょっとひどい状態になった。多分、そういう方って他にもいらっしゃると思うのですが、やはりそれが虐待であるというまでに、かなりの回数訪問して、話す時期は迷いますね。

実際に食事を提供しているのもご家族、下にビニールを敷いたりすること、他いろいろなことをやっているのがご家族で、介護の労力が全くゼロではないという面もあったりするので、どこを境にして虐待と言えいいのかというのが、やはり迷います。この方の自宅には他の方が入ることはできないという現状があったので、自分が最終的に言わなきゃいけないんだろうと思っていました。最終的にその決心をしたのは、往診したときに、ビニールに尿がたまり、尿の中に本人が浮いているみたいな状態になっていたので、もうこれは話す必要があると思って、さすがに憲法の、本人が幸福で人として健全な状態で生きられるということに反しているだろうと思ったので、言いました。でも、そこまでいくまでに、多少なりとも関わってくれていた人になかなか言えないというのがありますね。

だから、そういう意味で、「虐待」と言うのって、すごく難しいなとすごく痛感しました。どのぐらいになったら話すほうがよいのかも、知りたいのですが、先ほどお話があったように、情報として事例をなかなか出しづらいということもあと思っています。

だから、区が、YouTubeにその情報を少し載せますという話もありましたが、一方で、一番参考になる、具体例まではなかなか出しづらいという面もあると思います。それでも地域で関わっていく上で、こういうケースが該当すると思われそうですみたいな、そういうのが分かりやすくあると、迷わずに、ひどいことに本人たちがならないうちに、少し私たちも勇気が出るというか、そのように少し感想を持った次第です。

(会長)

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

(権利擁護部会長)

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、本当にご家族は懸命に支援されている、介護とかをされている中でも、どうしても行き届かない、ご本人にも障がいがあるとか、年齢が高いとか、いろいろなことで難しいというケースがあるのですが、やはり圧倒的にサービスが足りていないということと、つながっていないんですね。

そこが一番問題だなと思っていて、本当にどうしてここまで地域の中で放置されてきたのだろう、板橋区という、どこにでも目がありそうなこの場所に暮らしているのに、なんでこんなケースが、ということを感じたりすることがあったりして、それはもう私たちのところに来るのは結果なので、どうしてというのは少し難しいのですが。だからこそ、やはり先ほどお伝えしたように、ケースを少しまとめて、副会長が言ってくださったようなサジェスションができるような何かを、やはりこういうときはこうする、まず、でも、通報する前にサービスにつないでいくというのも大事なかなというか、気がついた人が相談支援の人とかにつないでいくとか、基幹相談に入ってもらうとかでもいいのかなと思いますけど、それも含めて、やはり何かそういう、こちらからのサジェスションが必要かな、そろそろ事例検討だけではなく、と思っています。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございました。ぜひ、可能な範囲で進めていただければと思います。他に、いかがでしょうか。

(委員)

相談支援部会の提言で、相談支援事業所の案内の中で、記載が不足している報告書が、区のほうで受理されている現状があるというお話がありました。こういった会議で、このような内容が上がってきているのが大きなことかと思いますので、区の側として、こちらの対応についての認識というか、現時点でも把握されているところとか、今後についての考え方があれば教えていただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。こちらは、事務局のほうでよろしいでしょうか。

(事務局)

区のほうでも、相談支援事業所、特定相談の事業所の質がいろいろな状況だということは把握しているところで、なかなかその内容、提出される内容についても、ちょっとこれではどうかなというところも、今、現状として出されているような状況です。

ですので、この辺りの改善を図っていく必要性というところは、区としても捉えているところ、まずは何ができるかなというところを検討しているところで、まずは相談支援部会でもご意見をいただいたように、集団指導という形で区が入って、このような形でいうところであったり、基準であったりとか、説明というところであったり、その辺りをお伝えするような場面を設けていく必要があるというところでは認識をしております。

(会長)

よろしいですか。その他はいかがでしょうか。

(委員)

併せてですけれども、相談支援のことについて、願望的なところもあるのですが、障がい者計画2030の44ページのところの相談支援センターの運営、機能充実とか、そういったところで、その後の45ページも、今の内容に近いかなと思うのですが、以前からセルフプランが多いというのが、特に小児の場合は言われているところです。ここの育成が、相談事業者の支援とかというような形になり、今後、よく数字を出されたりすることもあると思うのですが、いつぐらいまでにセルフプランではない数を90%に、事業所を使った形に変えていくとか、そういったような数値目標みたいなものというのは、私が知らないだけかもしれないのですが、あるようであれば、それがないと、多分、事業所だったり、今みたいな事業所の知識を増やしていただくような機会につながりにくいのかなと思いますし、お忙しいとなかなか本当に大変だなというのは、事業所の直接のお話を伺っても思うところなので、そういった区のバックアップだったりとか、そういったことについて、数値も含めて、何かあれば教えてい

ただければと思います。

(会長)

では、事務局のほうからお願いいたします。

(事務局)

今、委員からお話しいただいたように、特に障がい児のほうについては、セルフプラン率が高いというところは間違いないところです。

この障がい者計画の中でも充実ということで載せさせていただいているというところはあるのですが、具体的な数値目標ということでは、現在の段階では具体的には立てられていないというのが現状です。この辺り、今後の計画を見直していくというところも検討しているところですので、その辺りも踏まえて、この計画の検討を進めていきたいと考えてございます。

(会長)

その他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

先ほどご意見等のあった相談支援部会の相談支援事業所の集団指導の充実に関しましては、報告事項ではあるのですが、自立支援協議会の中でも承認というか、ぜひ進めてほしいということをご提案するという形でよろしいでしょうか、皆様。

それでは、定例部会の報告は以上とさせていただきます。

続きまして、「3 報告事項」となります。

3 報告事項

(1) 板橋キャンパス跡地活用事業における地域生活支援拠点事業の実施等について

(事務局)

～ 資料2について、事務局より説明～

(会長)

ただいまの報告事項につきまして、ご意見ないしはご質問等がございましたら、お願いいたします。

(委員)

短期入所で、医療的ケア（たんの吸引や経管栄養等）も含まれたのがよかったですと思っています。いろいろな医療的ケアが含まれるとなると、医療的ケアはすごく幅が広くて、保育園だったり、そういったところでも、できるケアとできないケアがあって、できないケアほどすごくご家族が大変でいらっしゃることもあるかなと思うので、全てができてくだされば一番いいと思うのですが、そういう施設というか、中の配置もそのような、機材とか、そういった配管とか、そういったことも必要になってきたりするのかなと思いますので、そういったところができるのか、できないか、そういった方たちが、どうしたらそこで短期入所できるのかということも、区のほうでバックアップできるような、もしかしたら医療の現場とか、そういったところの提携とかも必要になったりするのかもしれないのですが、そこは少し相談していただきながら、全ての方が医療につながるような仕組みを、ここも含めて、ここ以外も含めて、見てつくっていただければなと思いました。

（会長）

よろしいでしょうか。その他、ご質問ないしはご意見などがございましたら。

（委員）

2の（2）について質問なのですが、短期入所は緊急時の受入れに対応となっております。今現在、緊急時、24時間の窓口はない状況ですので、平日の日中は、板橋区、または相談支援事業所からの受入れ要請でいいと思うのですが、夜間、あと土日・祝日等の場合、どのような考え方をされているのかということと、令和9年3月の開所ですので、まだ先ということで、それまでに体制整備を整えていただけるのかなとは思いますが、今現在のお考えを教えてください。

（会長）

事務局のほうから、お願いいたします。

（事務局）

今、委員からお話がありましたとおり、今、板橋区では、夜間であったり、土日・祝日の相談体制というのが整っていないというところは確かに

そのとおりというところがあります。ですので、緊急時と言っても、今のままだと、本当に平日だけしかということになってしまうというところですね。その辺りも課題というところで、区では認識してございます。できる限り、令和9年3月の開設に間に合えばいいのですが、そこに向けては、なかなか事業所のご協力であったりですとか、その辺りの、区からの投げかけ、どのような体制を取れるかというところを、引き続き、検討を重ねていく必要がございます。

ただ、必要性ということでは捉えているところでございますので、その辺り、区は検討を重ねてまいりたいと考えてございます。

(会長)

その他にございましたらば、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、「(2)板橋区重度障がい者大学等修学支援事業について」、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

(2) 板橋区重度障がい者大学等修学支援事業について

(事務局)

～ 資料3について、事務局より説明～

(会長)

こちらの報告事項につきまして、ご意見ないしはご質問等がございましたらば、お願いいたします。

(委員)

この支援事業はすごくよかったなと思うのですが、その反面、重度訪問介護を利用している方っていらっしゃるんですけど、区内において、重度訪問介護をやっている事業者が少ない。あと、受けている方も、多分、少ないと思うのですね。そこは、実態、今、その重度訪問介護自体の事業者数とか、利用者数のほうは、そこがどこまで進んでいるかというのは、区としては把握されているのかどうか。

実際にこれを知って申請したいとなった場合に、すぐに受け入れられる体制になるのか、そこが、ベースの数がなければ受けられない。要は、受皿がきちんとあってこそ進められているものなのかは、確認したいなと思

いました。

(会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

事業所の数ということでは、今、手元には数字を持ち合わせていませんが、数の把握はございます。どの事業者が指定を受けているというところでの把握はございます。

ただ、そこに対する不足というところ、利用するにあたって、それが足りていないというお話は、今、多くお話をいただいているところですので、その辺り、どういうふうに課題を解決していくかというところ、こちらにつきましても、先ほどと同様に検討を進めていかなきゃいけないというところは捉えているところでございます。

また、利用している方がないというところ、こちらにつきましても、地域支援係でも、希望されている方ということでも状況を把握している部分がございます。その辺りと相談しながら、今、重度訪問介護を利用していないけれども、これから何とかというところでのお話も聞いているところもございますので、その辺りと相談しながら、少しずつになってはこようかと思いますが、進めていきたいと考えてございます。

ただ、難しい状況というのは、実際にお話も、この支援事業を利用しようとしている方からもお話をお聞きしたというところもございます。

(委員)

ありがとうございます。本当にいい支援事業だと思うので、今、私は志村学園の学校運営連絡協議会に参加させてもらっているのですが、見ている限り、肢体不自由児教育部門としてでも、前のイメージだと、重度の子とかが多いなという思いもあったのですが、最近では、肢体不自由卒業生でも就労継続支援B型に行かれたりとか、教科に準ずる子たちが多くなってきているという部分では、本当に大学に進みたいという子もいらっしゃるかと思うのですね。

でも、それには、やはりこれだけの支援が必要で、重度訪問介護でなければというのがあるので、ぜひ、その子が行きたいと思ったときに、い

ぎ、「受皿がないんです」では間に合わないので、やはりこれを作ったからには、そこが希望と同時にちゃんと進行していけるような体制づくりを早急に検討していただけたら、とてもいい実施数が出てくるのではないかなとは思っています。

応援する意味でも本当にうれしいなと思いましたので、ぜひ、そこはよろしく願いいたします。

(会長)

他はいかがでしょうか。

(副会長)

非常に私にとってはタイムリーというか、ちょうど大学にこの春、進学する子が、吸引も必要で、高校までは学校で吸引をやってきていたけれども、大学も、「看護師もいます」「バリアフリーになっています」「こういう枠で受け入れます」と合格はさせてくれるけれども、でも、実際には細かいところを聞くと、「たん吸引等はしません」というふうに言われてしまって、今、ちょうど困っているという、そんな状況になったりする子がやはりいます。なので、これが果たして、「たん吸引」とは書いていないですが、その辺りも含めて、研修を受けているヘルパーとかであればオーケーということになるのか、その辺り、今後、どういうふうに運用していくのか。逆に、大学側が、家族ではない人まで受け入れるのか、高校だったら家族が吸引したりとか、学校に控えていたりとかもあったと思うのですが、大学が、家族がそこに控えるとかということをおオーケーするのとか、それぞれ、これから実際に話し合いながらということも多いとは思いますが、非常に制度としていいなと思っていますので、ぜひこれが進んでいったらいいと思っています。

(会長)

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

(委員)

修学のほうの重度障がい者の支援というのが出てきたということで、大変いいなということで拝見しましたけれども、通学というか、勉強のほうは、こういう制度ができたということは、重度障がい者の就労支援のほう

の特別事業もぜひ導入していただければと思います。今、対象者がもしかしたらおられないということも分かりませんが、ぜひよろしくお願い致します。

(会長)

ありがとうございました。ぜひ委員のご提言についても、検討いただければと思っております。その他、よろしいでしょうか。

今、私も、この大学修学支援というのは、すごくとても貴重なことではないかなと思いますし、前任の大学で、筋ジストロフィーの車椅子の、板橋区から、私の大学は北区にあったので通うということはよかったのですが、結局、食事をどうするかとか、自分で食べることができないので、学生のボランティアのサークルをつくって、順番に食べさせるみたいなことをしていたというときもあったんですね。

こういうものができることによって、忌憚なく利用することができるというのはすごく貴重な取組、素晴らしい取組ではないかなと思いますので、ぜひ、ニーズ等を集約されて、重度訪問介護等ができる事業所を充実させていったりするということと併せて、ぜひ進めていただければと思います。

それでは、こちらの議題、報告事項については、ここまでとさせていただきます。

続きまして、「(3)「板橋区障がい者計画2030」の改訂及び「障がい福祉計画(第8期)・障がい児福祉計画(第4期)」の基本方針について」、こちら事務局のほうからご説明をお願いいたします。

(3)「板橋区障がい者計画2030」の改訂及び「障がい福祉計画(第8期)・障がい児福祉計画(第4期)」の基本方針について

(事務局)

～ 資料4について、事務局より説明～

(会長)

ただいまの報告事項につきまして、委員の皆様のほうから、ご意見、ご質問等がございましたらば、お願いいたします。いかがでしょうか。

(委員)

これからされることなので、特に障がい福祉計画の中に、先ほど出ていた板橋区の大学修学などを含めた支援ということですので、そういう数字をしっかりと入れ込んでいただいて、あと、計画はどうしても国から来る要請に応えることのほうがまず最初になりがちなのですが、せっかくいい仕組みをつくられたものは、ぜひ反映してほしいなということと、先ほど来お伝えしたような権利擁護部会の中で出てくるような、非常に重篤なケースとか、そういったケースに本来サービスがあったらどうなのかということ、やはり区として独自に計算できるような仕組みをつくっていただきたいなと本当は思っています。ですから、緊急に見守りが必要だとかというケースに対応するとき、本来、在宅サービスがどれぐらいあったら家で暮らし続けられていたのかとか、ショートステイがロングになっているケースは、一体、在宅でどれぐらいサービスがあればロングにならずに済むのかとか、もう少し、何か予測して計画に反映しないと使えなくなってしまうので、3年先を見越した数字というのを考えるような仕組みをぜひつくってほしいなと思っています。

それから、5の(3)のところ、区民の意見の反映ですが、パブリックコメントは、従来型というか、いつもやることなので、これはやることだと思うのですが、板橋区にどれぐらいパブリックコメントが寄せられているのか、ちょっと私も把握しておりませんが、かなり形骸化し始めているかなと思っています。ですので、もう少し、タウンミーティングとか、住民の中に入って説明していく機会をつくっていかないと、ただホームページに上がっていても、見る方は少ないと思います。ぜひ、その辺りをもう少し、今までのやり方にプラスアルファみたいなこともご検討いただけたらと思いました。

(会長)

貴重なご意見だと思いますので、ご検討いただければと思います。

(事務局)

今、委員からいただきましたご意見をまとめて、事務局として考えているところをお話しさせていただければと思います。

前回の自立支援協議会の中でも、必要なサービスの把握が足りていないのではないかとこのところ、皆様からご意見をいただいたところ、受け止めているところです。ただ、今回の計画の中では、まずやろうと考えているところが、まずは相談支援の事業者にお聞きして、どの辺りのサービスが不足していないかとこのところをヒアリングしていきたいというところで、私どものほうは現在予定しているところがございます。

また、パブリックコメントにつきまして、形骸化しているというご意見をいただきました。確かに、意見としていただくのは30件程度、今回、ユニバーサルデザイン推進計画改定にあたって、いただいたところではあるのですが、その辺りに留まっているところがございます。

今回の計画につきましては、障がい者計画2030の一部改訂というところがございます。また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画については、こちらは策定なのですが、国からこのようにと示されているところが大きいというところがございますので、今回につきましては、予定しているところは従来どおりというところではございますが、次の改訂に向けては、今いただきましたご意見を踏まえながら検討していきたいということで考えてございます。貴重なご意見、ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございました。その他はいかがでしょうか。

(委員)

いろいろと策定いただくのはありがたいということで、私が気になるのは、事業所で働くようになったとか、施設に入ったとかということで、一旦解決したような感じなのですが、本人たちが、ウェルビーイングとか、クリエイティブとありましたけれども、本当にやりがいを感じながら、そういうところで過ごしたり、働いたりしているのかという、そのフォローの部分を少し充実させるといいかなということを感じております。

(会長)

ありがとうございます。そうですね。理念とか概念というのはすごく大事かと思うのですが、それを現実に落とし込んだときに、具体的にどう展開していくかというところは、やはり悩ましい部分もあるかとは思うので

すが、ぜひ委員のご意見とかも踏まえながら進めていただければと思って
おります。よろしいでしょうかね。

他はいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

続きまして、「4 その他」になります。

4 その他

(1) グリーンホール施設再整備方針（案）について

(事務局)

～ 資料5について、事務局より説明～

(会長)

それでは、ただいまのご報告の内容につきまして、ご意見ないしはご質
問等がございましたらば、お願いいたします。いかがでしょうか。

(委員)

すみません、不勉強で聞こえなかったかも分かりませんが、今、高島平
にある障がい者福祉センターと今回のこの構想等の関係というか、どんな
感じになっているか、もう一度、お聞かせいただけますか。よろしくお願
いします。

(会長)

では、お願いいたします。

(事務局)

高島平にある障がい者福祉センター、こちらについて、これをこのグリ
ーンホール再整備にあたって、どう変容させていくかというところの話は
まだ整っていないといいますか、これから検討を進めていくものという
ところですか。ですので、まだあちらの障がい者福祉センターを、全部こっ
ちにとか、そんな話では決してなくて、というところですか。ただ、基幹の相
談支援センターについては、今、高島平にあることでも不便がありますの
で、基幹の相談支援センターをこのグリーンホールの場所で整備していく
必要があるというところでは決まっているところですか。

(委員)

分かりました。あそこは、時々、視覚障害者福祉協会も利用しておりま

すけれども、前にも申し上げましたが、少し遠いので、グリーンホールのほうになるといいなど。個人的な感じですが。

(会長)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(委員)

同じく障がい者福祉センターのところに書いてある、「利用者の「居場所」となるような空間の確保」とあるのですが、この利用者というのは、どういうイメージの利用者なのかというところと、あと、私は通常はJHC板橋会という事業所に所属しているのですが、本当にこの1階のホールも含めて、5階とか、いろいろなお部屋を、私たちの研修であったり、いろいろなイベントで使わせていただいて、本当に、三田線も使える、東上線も使えるという、確かに古くはなってきたてはいますが、とても地の利のいい場所なので、引き続き、同じように使わせていただきたい思いですし、工事をしている間、一体どこにそういう機能が行ってしまうのか、福祉の団体だけでなく、区民の方たちもいろいろなコーラスとか、いろいろなサークルとかで利用されていると思うので、そういった構想というか、予定も教えていただければ、少し安心につながるかなと感じました。

(会長)

事務局のほうは、いかがでしょうか。

(事務局)

この「利用者の「居場所」となるような空間の確保」ということで出させてはいただいているのですが、この辺りも、また、各団体であったり、当事者の方であったり、関係者の方であったり、ご意見を聞きながら整理をしていきたいというところではございます。

ただ、利用者ということで、こちらの障がい者福祉センター機能として、相談の充実も予定しているところでございますので、例えば、ふらっと、障がいのある方であったり、その関係者の方が相談できるような場所ということでは考えていく必要があるのかな、この建物自体が福祉の総合的・包括的支援拠点となつてございます。板橋福祉課等もこの建物と一緒に整備される予定となつてございますので、お困りの方が相談に来られる

ような場所ということでの利用者ということで、今捉えているところではございます。この具体的な中身については、今後、検討を進めていくところでございますので、今、詳細というところではまだ整理されていないところがございますので、ご了承いただければと思います。

ホールの機能ですね、例えばということなのですが、私のほうでは、情報を持ち合わせていないところがございます。この3の「施設再整備方針（案）」の一番下のところに、「機能の仮移転を行う方向で検討する。」というところは書いてございます。そこに留まるというところで、それ以上の情報を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

（会長）

よろしいでしょうか。まだ、少し構想段階というところもあるのかもしれませんが、代替の施設、仮施設を確保するみたいなのところも掲載されていますので、代替機能があるというところも出てくるのではないかなと思います。

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今後の、多分、発展とかも出てくると思いますので、また折に触れて、こちらの協議会でもご報告いただいて、皆様のご意見等もいただくという形をお願いできればと思います。

それでは、続きまして、「令和7年度権利擁護いたばしサポートセンター関係機関連絡会の情報提供について」、こちら事務局からご説明のほうをお願いいたします。

（2）令和7年度権利擁護いたばしサポートセンター関係機関連絡会の情報提供について

（事務局）

～ 資料6について、事務局より説明～

（会長）

ありがとうございます。詳しい内容につきましては、権利擁護いたばしサポートセンターのほうにお問合せをいただければと思います。

その他、委員の皆様から、共有したい事項、ご意見、ご質問等がござい

ましたらば、お願いいたします。イベントの周知とかでも構いませんので、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、予定されていた議題は終了とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、時間の都合上、伝え切れなかったご意見ないしは追加のご意見などがございましたら、2週間後の4月6日、月曜日までに事務局までお知らせください。

それでは、閉会の挨拶を副会長、お願いいたします。

5 閉会

(副会長)

皆さん、お疲れさまでした。これから、あと1年かけて、障がい福祉計画（第8期）、障がい児福祉計画（第4期）に向けて、来年度は準備していったということになるわけですが、毎年毎年、新しい話題提供があったり、各部会のほうでの取組であったり、実情・課題などが提案され、事務局のほうでも、昨年こういう話が、ということでお答えいただきながら、少しずつ前進しているのかなと思っています。

それから、今日、新しい話では、先ほどの大学の話だとか、それから、直接、社会に出たらどうなのだろうとか、あるいは、いろいろと実情的なこともお話がありましたし、このグリーンホールのことについても、私なんか半年先の予約でもなかなか予約が取れないという、恐らく区民が、相当、このグリーンホールを認識していて、みんなが利用したいという、そういう非常にニーズがある中で、でも、実際の現状、昭和44年からなので、かなり老朽化してきたということがあるのだろうと思われまので、実際にこの計画どおりになると、フロアが倍以上のフロアになってということで、もしかしたら、少し、そういうニーズに応えられる形に、また新しい形になっていくのかなと思います。

一方で、この障がい者計画2030をつくっていく中では、4年後、あるいは5年後に、また世の中の情勢が大きく変わっていく可能性がやはりあって、非常に混沌とした中で、私たちも、それから区のほうでも、情勢をにらみながら進めていかなければならず、なかなか難しい状況ではあり

	<p>ますけれども、引き続き、皆様の、当事者あるいは関わっている方たちとしての現状を話し合いながら、来年も進めていただけたらと思っております。</p> <p>(会長)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして令和7年度第3回自立支援協議会で予定されておりました議題は全て終了となります。</p> <p>それでは、進行のほうを事務局にお返しいたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>ありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度第3回板橋区地域自立支援協議会を閉会いたします。</p>
所管課	福祉部 障がい政策課 計画推進係 (電話3579-2361)

会議終了後、4月6日(月曜日)までに委員から事務局へ寄せられた意見

<p>居場所、というキーワードにつきまして、いくつか質問や、現状報告とお願いをさせていただきます。</p> <p>グリーンホールの居場所についての話がありましたが、支援を要する方の居場所だけでなく、一般の地域の方が利用する場であるからこそ、日常生活の延長として障がいの理解を広げられるようなスペースや、資料掲示のコーナーをつくっていただければと思いました。</p> <p>支援を要する方の区内の居場所について、民間、公営含めて一覧でみれるような資料もしくはサイト、もしくは民間から案内を投稿ができる場所があるとよいと思うのですが、そのようなものはすでにあるでしょうか。</p> <p>不登校の方すべてが障がいではないのですが、発達障がいの方、もしくは成人期に精神分野の障がいとして支援を必要とする方が多くいらっしゃると思いますが、居場所についての情報が整理されていて利用しやすくなることが望ましいと考えます。ある不登校支援の施設スタッフの話では、区が主体となって不登校支援の連携をするような体制がまだないようにおうかがいしましたがいかがでしょうか。</p> <p>不登校支援、居場所には、お子さんのさまざまな特性に応じた多様な環境が必要で、区のフレンドセンターのような機能だけでは対応しきれないというのは、他地域</p>
--

の例を考えても明らかかと思われます。フレンドセンターにおいても、各学校においても、発達障がいへの支援を理解したスタッフや環境が必要ですが、不登校になると特別支援教室は利用できませんし、学校では、教室に入れないお子さんの居場所もしくは教育体制が確保されていないところも多く、一方、フレンドセンターも自宅から遠すぎることで通いきれない方もいらっしゃいます。

教育だけでは難しい現状を福祉の立場から支援していただくことが必要だと考えま
す。